

健康障害防止措置の検討シート(事務局案H26.12.25)

物質名	リフラクトリーセラミックファイバー(別名 セラミック繊維、RCF)			Cas No.	142844-00-6
評価年月	(初期リスク評価) 25年 7月	(詳細リスク評価) 26年 7月			
1 リスク評価の概要					
(1)物理化学的性質 (一例)					
性状	リフラクトリーセラミックファイバー(別名 セラミック繊維、RCF) (固体／液体／ガス)				
性状	白色で無臭の繊維状(ウール状、繊維状)の固体。1000°Cを超えると結晶性物質(クリストバラスト)となる。				
平均繊維径	2~4 μm				
溶解性／発火点	水、有機溶剤に不溶／不燃性				
(2)有害性評価結果(ばく露許容濃度等)					
区分	濃度値	根拠			
1次評価値	設定せず	動物試験より導き出した値が二次評価値を超えるため(0.9 f/cm ³)			
2次評価値	0.2f/cm ³	ACGIH(米国産業衛生専門家会議)のTLV-TWA(時間加重平均ばく露限界値)を採用			
主要な毒性	概要				
発がん性	ヒトに対して発がん性の可能性がある 根拠: IARC:2B、産衛学会:第2群B(人造鉱物繊維 セラミック繊維・ガラス微細繊維) ACGIH:A2(Suspected Human Carcinogen)				
皮膚感作性／呼吸器感作性	報告無し				
反復投与毒性	特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露):GHS区分1(呼吸器) LOAEL=3 mg/m ³ (26 WHO f/cm ³)(ラット、吸入ばく露、2年間試験) 根拠: RCF1を雄Fischer 344ラットに2年間(1日6時間、週5日)の鼻部吸入ばく露(3, 9, 16 mg/m ³ :約26, 75, 120 WHO fibers/cm ³)した試験で、炎症に関連した知見として、全てのばく露濃度で、投与開始12ヶ月までに軽度のマクロファージ浸潤、小肉芽腫形成、近位肺胞の細気管支化が認められた。				
(3)ばく露評価結果(ばく露情報等)					
有害物ばく露作業報告事業場数	398	対象物の製造		他製剤の製造	
ばく露実態調査事業場数	12	3	9		
個人ばく露濃度	最大値	1.34 f/cm ³	1.84 f/cm ³		
	区間推定上側限界値	1.60 f/cm ³			
区分	作業名	個人ばく露測定	A測定値	スポット測定	
高ばく露作業	対象物質製造における梱包作業	1.34	3.22	-	
	対象物質を含有する製剤の切断作業	1.84	-	-	
	対象物を含有する製剤のNC加工・集塵機取りだし作業	1.65	-	3.99 (集塵機取り出し)	
	対象物を含有する製剤の成形・端材投入作業	1.66	-	0.26 (端材投入)	
※測定結果のうち最大値			※A測定、スポット測定は作業場ごとの幾何平均値を採用		
単位 f/cm ³					
(4)リスク評価結果					
区分	数値 (%)				
個人暴露濃度の分布	2次評価値以下	39%			
	2次評価値超	61%			
	全体	100			
<p>□ 2次評価値以下 □ 2次評価値超</p>					
作業名	判定結果	理由・根拠			措置の要否
他の製剤等の製造を目的とした原料としての使用(対象物質を含有する製剤の包装等)	要	二次評価値を超える高いばく露濃度			要
ばく露作業報告対象物質の製造	要	二次評価値を超える高いばく露濃度			要
その他	要	区間推定上側限界値が2次評価値を超えるため			要

2 リスク作業の実態（業界団体等からのヒアリング結果）

(1) 主な業界団体等の概要

業界団体名	会員企業数	活動の概要
セラミックファイバー工業会	(正会員)5社、(賛助会員)2社 (うちRCF取扱い5社)	セラミックファイバーの健全なる普及および発展をはかることを目的として設立。活動内容は以下のとおり。 1.品質安定促進のため規格制定 2.セラミックファイバーの啓蒙宣伝 3.セラミックファイバーの安全衛生に関する指針作成 4.主務官庁、関連団体等に対する折衝、建議 5.その他本会の目的を達成するための必要な事業
一般社団法人 日本工業炉協会	正会員112社 賛助会員48社 (うちRCF取扱いは100社程度)	主に工業炉及び燃焼機器の製造販売事業者の団体 1.厚生省等から通達に関し、全会員に取り扱いに関する情報発信 2.リフラクトリーセラミックファイバーに関しては、取扱いに関するマニュアルは協会として作成しておらず、各企業の自主管理としている。
一般社団法人 日本鉄鋼連盟	会員110社・6団体	鉄鋼の健全な生産、流通、消費および貿易を促進し、もってわが国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的に、各種事業活動を行う団体

(注)会員企業数等の欄には、可能な場合には組織化率(会員企業／当該作業を行っている企業総数)を記載する。

なお、会員企業数の算出が難しい場合は、定性的な表現も可能とする。

(2) 作業概要及び健康障害防止措置の採用状況

作業名	作業の概要	健康障害防止措置の採用状況
RCFの製造及びRCFを用いた製品の製造		資料2-2別紙のとおり
RCFを用いた製品等を機械等へ組み込む作業		資料2-2別紙のとおり
RCFを用いた製品等を含む機械等の補修等の作業		資料2-2別紙のとおり
RCFを用いた製品等を含む機械等の解体等の作業		資料2-2別紙のとおり

(3) 関係業界団体の健康障害防止にかかる取組み

取組事項／取組の概要	
健康障害防止のための周知活動 各種試験等の実施、取扱マニュアル作成等の技術的援助	1.セラミックファイバー取扱いのリスクアセスメントに係る各種試験の実施 2.1.の結果に基づく、取扱いマニュアルの作成 3.取扱い作業者への教育資料作成 4.業界統一表示ラベル・モデルSDS作成
健康障害防止のための周知活動	1.厚生省等から通達に関し、全会員に取り扱いに関する情報発信 2.リフラクトリーセラミックファイバーに関しては、取扱いに関するマニュアルは協会として作成しておらず、各企業の自主管理としている。

(4) 特殊な作業(少量取扱等リスクが低い作業)の概要

作業名	作業の概要・事業者によるリスクの見積もり
RCF成形品等の取扱い	バインダー等で固められているRCF成形品、湿潤したRCF製品は、単なる取扱いでは発じんの可能性は低い。本件は、当協会のモデル実験時の測定結果からも発じんが少ないことが確認されている。したがって、作業者へのばく露の可能性が低いため、措置対象から除外していただきたい。
工業炉へのRCFの取り付け	①炉の内部へのRCFの取り付けであり、定形の現場でのRCFのカット、固定作業が主となる。発じんは掃除機などで吸引をしていて、暴露の程度は低いと判断します。 ②主に電気炉、ガス炉への取付をしています。RCFへの取付、解体をしており、暴露の程度は、低いと考えています。 ③RCFの切断加工および固定作業であるため暴露の程度は低く、経費毒性もないため、防塵マスク等での対応で十分と判断します。 ④炉や燃焼装置の内部へのRCFの取り付けであり、定形の現場でのRCFの解体、RCFのカット、固定作業が主ですが、比較的に暴露の程度は低いと判断します。
工業炉への施工	あらかじめ規格寸法化されたRCFを工業炉内部に断熱材などの目的で施工しているのみで、防塵マスクとゴーグル、防護服の着用を徹底させていますので暴露の危険性は小さいと考えています。
ブランケットの取扱い	加熱試験時に耐熱素材として使用し、加工などは実施しないので比較的に暴露の程度は低いと判断します。使用者は技術者となるので管理責任を明確にすることも可能と考えます。
解体、施工に関して	施工では成形品(主にボード、ブランケット)を使用することが多いが、バルクの施工と比較すると暴露の程度は低いと思います。解体時は、乾式で行う場合は暴露程度が大きいと思われます。扱う物、作業形態で暴露度合いが変わるとと思われます。

注:リスクが低い作業等について、関係事業者団体等からのヒヤリング等に基づき記入する。

(5) 健康障害防止措置の導入にあたって考慮が必要な事項

考慮を要する事項	内 容
発散抑制措置	<p>1) 作業工程全体を密閉化することは多額の投資を伴うので、発散源に対する局部排気設備の増強のみで対応したい。 局部排気装置の要件については、粉じん障害防止規則と同様にしていただきたい(制御風速・除じん装置の要件など)。</p> <p>2) ①発散源に対する局部排気設備の増強のみで対応する。 ②工業炉建設におけるRCFの使用では切断および固定が主要作業であり発散量が限定的であることに加え、客先での現場作業であることから作業区画の気密化は技術的に難しいことから、呼吸用保護具による作業者の吸引防止を主要対策とすることで良いと考える。</p>
洗浄設備の整備	RCFは経皮毒性がないので、作業後の手洗い・うがいの励行で十分と考える。
作業主任者	<p>1) 現行の特化物作業主任者の資格取得教育内容はRCF取扱いとはかけ離れていること、受講に2日間かかることから、RCF対象に教育時間・内容を考慮したものでなければ作業主任者の意味をなさなくなることが危惧される。別途RCF用に作業主任者教育の整備を望む。</p> <p>また、現行RCF取扱者は粉じん特別教育を受講者が多く存在する。現行の粉じん特別教育にRCF関連項目を追加実施することで、作業主任者制度の代替とできないか検討していただきたい。</p>
作業環境測定	<p>1) RCFの作業環境測定はPCM法(顕微鏡法)のため、測定には多大な時間と装置が必要である。 また、現場で濃度レベルを確認できないので、迅速な対策がしにくい。 安価でかつリアルタイムの濃度レベルを把握できる簡易測定方法の確立が望まれる。</p> <p>2) ①安価で、簡単に測定できる方法があればよいと思う。 ②PMC法では、現場での測定結果確認ができない。実務では、同一現場でRCFを扱うのが1週間程度であることから、簡易的な測定でなければ対応ができない。</p>
特定健康診断	<p>1) 現行、業界内のRCF取扱い者は、じん肺検診を受診をしている。特定健康診断としては、じん肺検診受診で代替可能と思われる。じん肺検診でなく、特化物検診とする場合、どのような項目を追加するのか明確化が必要。</p> <p>2) ①じん肺健診受診で代替していただきたい。 ②現行、業界内のRCF取扱い者は、じん肺検診を受診している。特定健康診断としては、じん肺検診受診で代替可能と思われる。じん肺検診でなく、特化物検診とする場合、どのような項目を追加するのか明確化が必要。</p>
作業環境(保護具)	<p>1) 工業炉の断熱材取り付け程度の作業のため防塵マスク、洗面設備の設置程度で問題ないと考える。</p> <p>2) 試験時に使用するだけなので、装置などの導入は考えていない。使用時に手袋とマスク装着など、必要な処置を明確にしたい。また、使用しない時の保管方法も明確にしたい。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・RCFを製造しておらず、工業炉組立、工事時に取り扱っているのみである。取扱い者の場合、その健康障害防止措置への対応レベルが大きく異なると考えられるため、製造者とは明確に分けて措置の検討をしていただきたい。 ・措置を講じれば費用が発生するため、契約先、ユーザーにも充分理解してもらい、費用負担の分担、費用回収がし易い環境作りが必要と考える。 また、濃度、作業時間等暴露の程度により措置内容もランク付けを行ってもらいたい。

3 健康障害防止措置

(1) 必要な健康障害防止措置(事務局原案)

措置の対象	内 容	摘 要			
対象物質と作業	<input type="checkbox"/> 対象物質	リフラクトリーセラミックファイバー(別名 セラミック繊維、RCF)			
	<input type="checkbox"/> 作業	製造・取扱い作業			
	<input type="checkbox"/> 適用除外作業	バインダー等で処理された成形加工品等の発じんのおそれのない製品を、切断等加工せず取り扱う作業			
措 置	内 容	課題・提案(★)・(○)			
		製造・加工	施工	補修	解体
情報提供	表示	○	○	○	○
	文書の交付(措置済み)	○	○	○	○
労働衛生教育	労働衛生教育(雇入時・作業内容変更時)(措置)	○	○	○	○
	特別教育	—	—	—	—
発散抑制措置	製造工程の密閉化	○	○	○	○
	発散源を密閉する設備	○	○	○	○
	局所排気装置の整備	○	○	○	○
	ハシゴ・スケルツー換気装置の整備	○	○	○	○
	全体換気装置の整備	(○)	(○)	(○)	(○)
	計画の届出	○	○	○	○
	定期自主検査	○	○	○	○
漏洩防止措置	作業の湿潤化	—	—	—	○
	作業所内での漏洩の発散防止のための措置	—	○	○	○
	特定化学設備	—	—	—	—
作業環境の改善	不浸透性の床の整備	○	○	○	○
	休憩室の設置	○	○	○	○
作業管理	洗浄設備の整備	○	○	○	○
	設備の改善等作業時の措置	○	—	—	○
	清掃	○	○	○	○
	作業主任者の選任	○	○	○	○
	掲示※特別管理物質に係る	○	○	○	○
	作業記録の保存	○	○	○	○
	立入禁止措置	○	○	○	○
	飲食等の禁止	○	○	○	○
	適切な容器等の使用	○	○	○	○
	用後処理(除じん)	○	○	○	○
	ぼろ等の処理	○	○	○	○
	有効な保護具の備付け	○	○	○	○
	保護衣等の備え付け	○	○	○	○
作業環境の測定	呼吸用保護具の使用	—	○	○	○
	その他の発じん防止対策について	—	—	—	—
	保護具の着用及びその適切な処理	—	○	○	○
	作業中のRCF濃度の把握	—	—	—	—
	実施・記録の保存	○	(○)	(○)	(○)
健康診断	結果の評価と保存	○	(管理濃度は別途検討)	(一部×)	(一部×)
	結果に基づく措置	○	○	○	○
	健康診断の実施	—	—	—	—
	健康診断結果の報告	—	—	—	—
	健康診断記録の保存	—	—	—	—
	健康管理手帳の交付	—	—	—	—

別途検討

↑空欄はその他の措置が想定される場合に記入

(2)技術的課題及び措置導入の可能性

措置	技術的課題	措置導入の可能性
密閉化	製法上、製織工程では高速の圧縮空気を吹付ける。現状、密閉化をしているが、完全に密閉化を行うと製品品質に影響がでるため、実施困難である。また、加工工程においても人が介在するため、全自動化をしない限り密閉化は困難と考える。	現実的な発散抑制措置の導入が必要。
発散抑制措置	大きな設備投資を伴うが、「投資の結果、ばく露規制値を満足できるかどうか」の判断が難しい。	現実的な発散抑制措置の導入が必要。
湿潤化	RCFを断熱材として用いる炉の施工・補修等において作業場所等を湿潤化することは、炉の安全性を確保する観点から技術的に困難である。	RCFを断熱材として用いる炉の施工・補修等において、作業場所の湿潤化の措置を導入する可能性は低い。

注:ばく露許容濃度の達成の可能性等について、発散抑制措置、保護具メーカーからのヒヤリング等に基づき記入する。

(3)規制化の必要性(事務局提案)

リフラクトリーセラミックファイバー(別名 セラミック繊維、RCF)を製造し、又は取扱いを行う事業場においては、当該物質へのばく露がみられることから、作業工程全般に発散抑制措置が必要であるとともに、作業環境の管理のための作業環境測定、特殊健康診断の規制化を検討する必要がある。なお、RCFを断熱材等として用いた炉の施工等発散抑制措置が困難な作業場にあっては、呼吸用保護具の着用を義務づけるなど、別途ばく露防止措置の規制化を検討する必要がある。

措置内容	自主的改善の進捗状況 * (※進まない場合に規制の必要性は高い)	設備投資の必要性 (※必要性が高い場合規制が効果的)	行政指導の効果 (※効果が上がる場合規制の必要性は低い)	有害性の程度 (※有害性が強い場合は規制の必要性が高い)	用途の広がりの程度 (※用途が多岐に亘る場合規制の効果が高い)	総合評価
情報提供	ヒヤリング結果を踏まえ評価	一	高	強度 多岐にわたる	①	①
労働衛生教育		一	有			①
発散抑制措置 (密閉化)		高	低 (要投資)			①
発散抑制措置 (局所排気装置の設置)		高	低 (要投資)			①
漏えい防止		高	低 (要投資)			①
作業環境改善 (休憩室、洗浄設備等)		高	有			①
作業管理 (作業主任者、作業記録等)		一	有			①
作業管理 (呼吸用保護具)		一	有			①
作業環境測定		一	中			①
特殊健診の実施		一	低			別途検討

*ヒヤリング調査は〇〇事業場に実施

**有害性の程度は、2次評価値に応じて $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 未満:強度、 $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以上 $3\text{mg}/\text{m}^3$ 未満:中程度、 $3\text{mg}/\text{m}^3$ 以上:弱度とした
注:総合評価は、①規制が必要、②規制が望ましい、③事業者の自主的対策が可能、④規制は不要

4. 対策オプション

(1) 対策オプションの比較

オプション1：[原則、密閉化、作業管理、健康診断等を規制措置として導入]

オプション2：[例)既に関係事業者による自主的対策が進んでいる。労働衛生教育、作業主任者の配置について当該自主的対策を維持し、その他の事項について規制措置を導入]

オプション3：[原則、必要な健康障害防止対策を行政指導により普及徹底
(国の通知により密閉化、作業管理等の対策を講ずるよう事業者の自主的改善を指導)]

考慮事項	オプション1 (規制導入を重視した対策)	オプション2 (作業主任者等は規制除外)	オプション3 (現行管理を維持する対策)注
① 健康障害防止の効率性 (効率性の高いものを採用)	効率性高い	—	効率性低い
② 技術的な実現可能性 (確保されていることが必要)	炉の施工等の一部のRCF取扱作業については、作業場所や作業の性質などにより局排等の発散抑制措置の導入が困難である場合があるが、製造加工現場において実現不可能な問題は認められない。		
③ 産業活動への影響	局排等の設置、保護具、健診の義務づけに伴うコスト増から、影響は非常に大きいとされる。	—	影響は小さい(自主的な改善は産業活動に影響を与えない範囲に限定)
④ 措置の継続性の確保 (効果が継続するものを採用)	義務化により確保される	—	指導が遵守されない可能性あり。経営トップの意向や景気動向に左右され、措置が確保されない可能性あり。
⑤ 遵守状況の把握等の容易性 (より容易なことが妥当)	容易	—	多岐にわたる事業場を把握することは困難

注 オプション3は、現行の規制における健康障害防止措置のセットを行政指導により徹底させることである。

(2) 最適な対策

[例)ヒアリングを行った事業場では相当程度自立的改善が行われていてか、改善は他の特定化学物質に対する規制の効果と見られることや、新規参入者やアウトサイダーにも適切な取り扱いを徹底する必要があることから、規制化の要否を判断。]

措置内容	規制化の要否	導入にあたって考慮すべき事項
情報提供	要	
労働衛生教育	要	保護具の着用の義務化に伴い、保護具に係る内容が不足なく教育されるべき。
発散抑制措置 (密閉化)	(要)	局所排気装置等を含めたいずれかの対策を講ずる必要がある。 炉の施工等など、発散抑制措置の導入が技術的に困難と考えられる作業については、呼吸用保護具等の着用などを義務化し、ばく露防止対策を講ずる必要がある。
発散抑制措置 (局所排気装置の設置)	(要)	
漏えい防止	(要)	特定化学設備は含まない。
作業環境改善 (休憩室、洗浄設備等)	要	
作業管理 (作業主任者、作業記録等)	要	工作工程での作業条件については、RCFのリスクを勘案して、例えば石綿等作業主任者講習をベースとしたカリキュラムとするなどの配慮が必要。
作業管理 (呼吸用保護具)	要	炉の施工等など局排等の発散抑制措置が困難な作業場所については、呼吸用保護具等の着用を義務づけるべきである。
作業環境測定	(要)	炉の施工等など短期間の作業については、作業環境測定の対象とならないが、作業条件の記録のため作業実施中に作業環境中のRCF濃度を測定把握することをガイドライン等で促進すべきである。
特殊健診の実施	別途検討	

(3)留意事項

① リスクが低いとされた作業にかかる規制の考慮(事務局提案)

作業名	作業の概要	リスク評価結果の概要	減免の判定
バインダー等で処理された成形加工品等の発じんのおそれのない製品を、切断等加工せず取り扱う作業	成形品等を切断加工等を行わず部品の一つとして機械等に組み込む作業	バインダー等で処理された成形品等発じんのおそれのない製品を切断加工せずに取り扱う作業については、模擬的な作業環境測定を行った結果、評価値の1/10程度の発じんしか見られなかったことから、リスクが低いと判断できる。	
ペースト状等の湿潤化された製品の取扱作業	炉等で使用される断熱材の補修等の作業	のり状であり、当該製品を取り扱う作業はリスクが低いと判断できる。	

② 留意事項等 (技術指針、モデルMSDSの作成等)

RCFを使用する炉等の施工・補修・解体作業は、短期間の作業であることが多く局排等の設備的な発散抑制措置が難しい場合においても、作業環境の改善が必要であることから、何らかの工学的対策についてガイドライン等で示すことを検討する。

(4)規制の影響分析 (←規制影響分析(RIA)にも配慮した検討を予定)

選択肢1: [特化則による作業主任者の選任、局所排気装置等の発散抑制措置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、保護具等の着用等の規制の導入] (最適の対策)

選択肢2: [選択肢1と同様] (原則規制)

選択肢3: [作業主任者の選任、局所排気装置等の発散抑制措置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、保護具等の着用等の措置に準じた自主的対策を国の通知に基づき指導] (現行対策維持)

①期待される効果(望ましい影響)

効果の要素	選択肢1	選択肢2	選択肢3
労働者の便益	便益分類:A RCFのばく露の防止により、がん、肺疾患等の発症による健康障害の未然防止を図ることができる。	便益分類: —	便益分類:B 国の通知による行政指導では、財政基盤が十分ではない中小企業等をはじめとした多くの企業での確な対策が十分に普及しないおそれがあり、その状況を網羅的に把握することは難しい。そのため、労働者にがん、肺疾患等が発症するおそれがある。
関連事業者の便益	便益分類:A RCFのばく露の防止により、がん、肺疾患等の発症を防止することにより、事業者としての労働者の健康確保対策に資するとともに、将来の労災発生の補償リスクを低減することができる。	便益分類: —	便益分類:B 国の通知による行政指導では、財政基盤が十分ではない中小企業等をはじめとした多くの企業での確な対策が十分に普及しないおそれがあり、そのため、労働者にがん、肺疾患等が発症するおそれがある。
社会的便益	便益分類:A RCFによるがん、肺疾患等の発症を防止することにより、労災保険財政に寄与する等、社会全体の健康障害防止に資するものである。	便益分類: —	便益分類:B 国の通知による行政指導では、的確な対策が十分に普及せず、そのため、労働者にがん、肺疾患等が発症するおそれがある。

※ 便益分類については、「A:現状維持より望ましい効果が増加」、「B:現状維持と同等」、「C:現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入

②想定される負担(望ましくない影響)

負担の要素	選択肢1	選択肢2	選択肢3
実施により生ずる負担(遵守コスト)	費用分類:C 本規制により、事業者に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下の通りである。 ・作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円~) ・局排装置(数十万円~)の設置 ・作業環境測定の実施(年間数万円~) ・特殊健康診断の実施(1人当たり年間数千円~) ・呼吸用保護具の着用(1人当たり数万円~)	費用分類:	費用分類:C(B) 国の通達による行政指導を受けて対策に取り組む事業者にあっては、次の費用が発生する。 ・作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円~) ・換気装置(数十万円~)の設置 ・作業環境測定の実施(年間数万円~) ・特殊健康診断の実施(1人当たり年間数千円~) ・呼吸用保護具の着用(1人当たり数万円~) ただし、産業活動に影響を与えない範囲に限定される。
実施に要する負担(行政コスト)	費用分類:B 対象となる事業場は主に非鉄金属製造業等であり、既に製造業事業場等として各種指導を実施していることから、本規制の新設により、国において、費用、人員等の増減はない。	費用分類:	費用分類:B 対象となる事業場は主に非鉄金属製造業等であり、既に製造業事業場等として各種指導を実施していることから、本規制の新設により、国において、費用、人員等の増減はない。
その他の負担(社会コスト)	費用分類:A RCFによるがん、肺疾患等の発症を防止することを通じ、労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることができる。	費用分類:	費用分類:B 国の通達による行政指導は法的強制力がないため、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で、的確な対策が普及せず、そのためのがん、肺疾患等の発症により、労働者災害補償法に基づく保険給付は、対策をとっていない現状と同様に生じることとなる。

※ 費用分類については、「A:現状維持より負担が軽減」、「B:現状維持と同等」、「C:現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規則との比較)

	選択肢1	選択肢2	選択肢3
分析結果	労働者の保護のため、ベンゼン等他の発がん性物質に対しても既に規制を課し健康障害の防止を図っており、今般のRCFについても、放置した場合に多数の労働者に健康障害のリスクにさらすことになるため、従来と同様の規制を課し事業者の費用負担の増を考慮しても、本ばく露防止対策の実施は必要なものと判断する。	—	労働者の保護のため、ベンゼン等他の発がん性物質に対しても規制を課し健康障害の防止を図っており、今般のRCFについても同様の規制を課すことから、事業者の費用負担の増を考慮しても、必要なばく露防止対策を求めるのは妥当と考えられる。 国の通達による行政指導では、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業での確な対策が十分に普及しているか否かを網羅的に把握することは難しく改善効果は限定される。 そのため、がん、肺疾患等の発症を防止すること及び労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることができないと考えられる。

5 措置の導入方針

(1)措置の導入方針 (←措置導入の方針、技術開発の要否、管理手法等)

RCF及びその製剤その他の物の製造・取扱いを行う作業については、リスク評価における有害性の評価及びばく露評価の結果を踏まえ、リフラクトリーセラミックファイバーの吸入性粉じんによる健康障害を防止するための措置を講じる必要がある。

このため、RCF及びその製剤その他の物について、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下、「特化則」という。)の特定化学物質管理第2類物質と同様の措置を講じることが必要である。

また、RCFがヒトに対して発がんの可能性があることを勘案し、作業の記録の保存(30年間)等が必要となる特化則の特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

さらに、措置内容の検討の過程において、RCFを断熱材等として用いた炉等の施工・補修・解体等作業については、短期間の作業である場合が多い反面、作業の性質上発じんのおそれが高いため、発散抑制措置等による場の管理を基本としつつ、別途、呼吸用保護具の着用を義務付けなどのばく露防止措置、また、温潤化等による作業場外への飛散防止措置の規制化が必要である。

その他、除じん装置からの粉じん回収や床、器具、作業服等に付着した粉じんが舞い上がることによる二次発じんによる健康障害を防止するため、床の清掃や作業場外への持ち出しを防ぐための措置を講ずる必要がある。

なお、措置内容の検討の過程において、バインダー等で処理された成形加工品等の発じんのおそれのない製品を、切断等加工せず取り扱う作業においては、吸入性粉じんへのばく露リスクが認められなかつたため、ばく露のおそれのない作業として差し支えないものと考える。

(2)規制導入のスケジュール

(政省令改正を行う場合)

平成 27年6月頃 改正案についてパブリックコメントを実施

平成 27年8月頃 改正政令、規則の公布

平成 27年10月頃 改正政令、規則の施行(一部猶予)

(例示)

措置事項	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
作業主任者			●		→
計画届		●			→
局排設置			●		→
保護具	●				→
作業環境測定			●		→
特殊健診	●				→

※ 上記スケジュールは措置導入にかかる準備期間等の目安であって、措置の導入予定ではない。

